

人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用（平成23年度）

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	医療職その他
新規採用	5 人	4 人	—	1 人
新規再任用	—	—	—	—

イ 職員の退職（平成23年度）

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	医療職その他
定年退職	8 人	7 人	1 人	—
勸奨退職	9 人	6 人	2 人	1 人
そ の 他	—	—	—	—
計	17 人	13 人	3 人	1 人

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成24年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	29	27	△ 2	総務業務の見直し(△1)、用務員の不補充(△1)
		税 務	8	8	0	
		民 生	38	36	△ 2	公益的団体派遣の引上げ及び福祉業務の見直し(△2)
		衛 生	10	9	△ 1	健康づくり業務の見直し(△1)
		農 林 水 産	12	10	△ 2	農政・農林業務の見直し(△2)
		商 工	4	4	0	
		土 木	8	8	0	
	計	112	105	△ 7		
	教 育 部 門	23	22	△ 1	幼稚園業務の見直し(△1)	
小 計	135	127	△ 8			
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	5	4	△ 1	技能手の不補充(△1)	
	そ の 他	14	12	△ 2	介護保険業務の見直し(△1)、介護福祉士の不補充(△1)	
	小 計	19	16	△ 3		
合 計		154 [218]	143 [218]	△ 11 [0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 以上	計
職員数	0人	5人	10人	8人	7人	7人	5人	13人	34人	28人	26人	143人

ウ 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年 度							過去5年間の 増減数(率)	
	19年	20年	21年	22年	23年	24年			
一般行政	115	109	104	113	111	104	△ 11	(△ 9.6%)	
教 育	27	26	24	24	24	23	△ 4	(△ 14.8%)	
普通会計	142	135	128	137	135	127	△ 15	(△ 10.6%)	
公営企業等会計	31	30	29	19	19	16	△ 15	(△ 48.4%)	
総合計	173	165	157	156	154	143	△ 30	(△ 17.3%)	

- （注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	10,444	6,954,939	339,458	1,347,625	19.4	19.3

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	133	521,905	75,922	185,209	783,036	5,887

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	317,100 円	365,470 円	45.3 歳
技能労務職	297,000 円	319,355 円	50.9 歳

(4) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		軽米町	岩手県
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	254,200 円	300,800 円	330,000 円
	高校卒	229,300 円	267,700 円	304,200 円
技能労務職	高校卒	203,600 円	236,200 円	262,500 円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補、技師補、主事、技師	15 人	17.9 %
2 級	主事、技師	6 人	7.1 %
3 級	主任、主査	20 人	23.8 %
4 級	課長補佐、主任主査	29 人	34.5 %
5 級	課長、担当主幹	8 人	9.6 %
6 級	課長、担当主幹	6 人	7.1 %

(注) 1 軽米町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 主な職員手当の状況

(ア) 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成23年4月1日現在）

区 分	内容及び支給単価
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円
	2 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円
	・配偶者のいない場合の1人目 月額11,000円
	※ 年度当初15～22歳の子の場合には、5,000円が加算される。
住居手当	1 借家・借間居住者
	月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃に応じ月額27,000円まで
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等に応じて月額70,000円まで
	2 自家用車利用者 通勤距離に応じて月額22,000円まで

(イ) 時間外勤務手当（全会計）

区 分	平成22年度	平成23年度
支給実績	27,519 千円	28,069 千円
職員1人当たり平均支給年額	178 千円	183 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(ウ) 特殊勤務手当（全会計）

著しく、危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に支給されます。

支給実績（平成23年度決算）	97 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	10,756 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	6.1 %
手当の種類（手当数）	7 種類
支給額の多い手当	特殊自動車運転作業手当
多くの職員に支給されている手当	徴収手当

(エ) 期末・勤勉手当（全会計）（平成24年4月1日現在）

1人当たり平均支給額（23年度）	1,370 千円		
21年度支給割合		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225 月分	0.675 月分
	12月期	1.375 月分	0.675 月分
	計	2.60 月分	1.35 月分
加算措置の状況 (職制上の段階、職務の級等による加算措置)	有		
	※ 一般行政職の加算率		
	3級	5%	
	4級～6級	10%	

(注) 支給割合及び加算措置の内容は、国と同じです。

(才) 退職手当 (平成24年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
1人当たり平均支給額	-	23,540 千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

(注) 1 支給割合及び加算措置の内容は、国と同じです。

2 1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(8) 特別職の報酬等の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	町 長	628,000 円
	副 町 長	522,000 円
報酬	議 長	262,000 円
	副 議 長	219,000 円
	議 員	195,000 円
期末手当	町 長	6 月期 1.40 月分
	副 町 長	12月期 1.55 月分
		計 2.95 月分
	議 長	6 月期 1.40 月分
	副 議 長	12月期 1.55 月分
	議 員	計 2.95 月分
退職手当	町 長	給料月額×在職月数×0.425により算定する額
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.245により算定する額

(注) 1 退職手当は、任期ごとに支給されます。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
40時間	8:30	17:30	12:00~13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況 (平成23年1月1日~平成23年12月31日)

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A×100
3,717.9 日	1,105.9 日	96 人	11.5 日	29.7 %

(3) 特別休暇等の状況（平成24年4月1日現在）

休 暇 の 種 類	付与日数・期間等
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間
予防接種又は健康診断を受ける場合（法令等の定めがある場合に限る）	必要と認められる期間
骨髄提供等（親族以外）に伴い必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
ボランティア活動（親族に対する支援となる活動を除く）を行う場合	一の年において5日の範囲内の期間
結婚をする場合	連続する7日の範囲内の期間
妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	10日の範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法の保健指導又は同法13条の健康診査を受ける場合	町長の定める範囲内の期間
妊娠中の女子職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休憩し、又は補食するために必要な時間の範囲内の期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を越えない範囲内の時間
6週間（母性保護のため必要がある場合にあつては8週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	出産の日までの請求した期間
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ1時間の期間
小学校入学前の子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう）の場合	一の年において5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護、世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
生理日の就業が著しく困難である場合	2日の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合	2日の範囲内の期間
育児に参加する場合	出産前6週間から出産後8週間の期間において5日の範囲内の期間
忌引きの場合	死亡した親族に応じて定められた期間（1日～10日間）
職員が配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事を行う場合	1日の範囲内の期間
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	一の年の7月から9月までの期間内において、原則連続する3日の範囲内の期間
災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準する場合 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保保行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間
災害時又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間

(4) 育児休業の状況（平成23年度）

ア 育児休業の取得者数

区 分	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者	－	1人
前年度から引き続いている者	－	1人

イ 育児休業の承認期間（新たに取得した職員）

期 間	3月超え6月以下	6月超え1年以下	計
取得職員数	1人	－	1人

(5) 介護休暇の取得状況（平成23年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために6月の範囲内で介護休暇を取得することができますが、平成23年度に取得した職員はありませんでした。

3 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成23年度）

(1) 分限処分者の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保から、病気で勤務に耐えられない場合等の一定の理由がある場合、任命権者が当該職員をその意思に反して免職、休職、降任、降給のいずれかの不利益な処分を行うことを言います。

平成23年度に処分を受けた職員はありませんでした。

(2) 懲戒処分者の状況

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持するため、職員の職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行があった場合、その道義的責任として処分を行うことを言います。処分には、戒告、減給、停職、免職があります。

平成23年度中の懲戒処分の状況 戒告 1人

4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成23年度）

区 分	回 数	人 数
岩手県町村会が主催したもの	20回	41人
軽米町が主催したもの（人材育成研修：民間プロگرام活用）	通 年	10人
その他（県外での専門研修ほか）	10回	10人

(2) 勤務成績の評定（平成23年度）

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

現在、地方公務員を含む公務員制度改革が議論されており、現行の勤務評定制度に替え、能力評価と業務評価からなる新たな評価制度を導入することとされており、新たな人事評価制度の導入について検討していくこととしています。

5 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（平成23年度）

区 分	受診者数
生活習慣予防検診	137 人
胃 検 診	65 人
乳 ガ ン 検 診	29 人
子 宮 ガ ン 検 診	35 人

(2) 職員互助会の状況（(財)岩手県市町村職員互助会への負担金の状況）

主 な 事 業	町 負 担 金
ライフプラン支援事業（生涯福祉に関する事業の企画及び支援）	(23年度負担金総額) 2,873 千円 (負担金率) 給料月額×4.8/1000
給付事業（結婚祝金、出産給付金、弔慰金、遺児育英金）	
健診・健康支援事業（生活習慣病予防健診等）	
貸付事業（生活資金の貸付）	
会員の資質向上、健康増進を目的とする福祉事業	

(3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が不服申立てを行うことを認める制度です。

本町では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を岩手県に委託しています。

6 職員の競争試験及び選考の状況（平成23年度）

試験区分	採 用 予 定 人 数	第一次試験				第二次試験		最 終 倍 率 B/D
		申込者数	受験者数	合格者数	倍 率	受 験 者 数	合格者数	
		A	B	C	B/C	D		
一般事務	4 人	22 人	21 人	9 人	2.3 倍	9 人	4 人	5.3 倍
保育士・幼稚園 教諭	1 人	3 人	3 人	2 人	1.5 倍	2 人	1 人	3.0 倍
保健師	1 人	2 人	1 人	1 人	1.0 倍	1 人	1 人	1.0 倍
計	6 人	27 人	25 人	12 人	2.1 倍	12 人	6 人	4.2 倍